（住宅部分）
（外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項）
□基準省令第１条第１項第２号イ(1)の基準
□基準省令第１条第１項第２号イ(2)の基準
□基準省令第１条第１項第２号イ(3)の基準
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）
□基準省令附則第４条第１項の規定による適用除外

【16．工事着手予定年月日】～【18．備考】　（略）

（第四面）

［住戸に関する事項］

【１．住戸の番号】～【３．専用部分の床面積】　（略）

【４．住戸のエネルギー消費性能】
（外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項）
□基準省令第１条第１項第２号イ(1)の基準
外皮平均熱貫流率　　W／（㎡・K）（基準値　　W／（㎡・K））

□基準省令第１条第１項第２号ロ(3)の基準
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）
□基準省令第１条第１項第３号ロの基準
（複合建築物）
（一次エネルギー消費量に関する事項）
基準省令第４条第３項に掲げる数値の区分（□第１号　□第２号）
基準一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年
設計一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年
ＢＥＩ（　　）
（住宅部分）
（外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項）
□基準省令第１条第１項第２号イ(1)(i)の基準
□基準省令第１条第１項第２号イ(1)(ii)の基準
住棟単位外皮平均熱貫流率　　W／（㎡・K）（基準値　　W／（㎡・K））
住棟単位冷房期平均日射熱取得率　　（基準値　　）
□基準省令第１条第１項第２号イ(2)(i)の基準
□基準省令第１条第１項第２号イ(2)(ii)の基準
住棟単位外皮平均熱貫流率　　W／（㎡・K）（基準値　　W／（㎡・K））
住棟単位冷房期平均日射熱取得率　　（基準値　　）
□基準省令第１条第１項第２号イ(3)の基準
□国土交通大臣が認める方法及びその結果
（　　）
□基準省令附則第４条第１項の規定による適用除外

【16．工事着手予定年月日】～【18．備考】　（略）

（第四面）

［住戸に関する事項］

【１．住戸の番号】～【３．専用部分の床面積】　（略）

【４．住戸のエネルギー消費性能】
（外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項）
□基準省令第１条第１項第２号イ(1)(i)の基準
外皮平均熱貫流率　　W／（㎡・K）（基準値　　W／（㎡・K））